

別紙 2

「自己検査・療養受付センター」のサイトに登録した方が、体調悪化等で受診した場合

(1) 発生届の提出について

- ・「自己検査・療養受付センター」のサイトに登録し、陽性と診断した方は、発生届は提出されていません。
- ・その後、症状の悪化等により受診した際、発生届の対象者となる場合は、発生届の提出をお願いします。

(2) 「自己検査・療養受付センター」のサイトへの登録状況の確認について

- ・「自己検査・療養受付センター」のサイトへの登録及び陽性の診断の有無は、受診した方からの口頭での申し出により、御確認ください。
- ・「自己検査・療養受付センター」のサイトに登録後、陽性であると診断した場合は、「自己検査・療養受付センター」から該当者へメールが届きます。このメールの中で、「受診する際には、自己検査で静岡県に陽性者として登録済であることをお申し出ください。」と御案内しています。

(3) 治療費の公費負担

- ・受診した方から、「自己検査・療養受付センター」のサイトへ登録したことを確認した場合は、新型コロナウイルスの治療に関する医療費は、初診料を含めて、公費負担医療の対象となります。

(根拠)

令和4年7月22日付け(令和4年8月16日最終改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株のBA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」